

令和3年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和3年6月23日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	報告 第5号	損害賠償の額の決定について
第3	議案 第71号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第72号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する 条例について
第5	議案 第73号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第74号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第75号	指定管理者の指定について(上町農産物直売施設)
第8	議案 第76号	令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第9	議案 第77号	令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 5 号 損害賠償の額の決定について
- 日程第 3 議案第 7 1 号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 7 2 号 飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 7 3 号 飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 7 4 号 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7 5 号 指定管理者の指定について(上町農産物直売施設)
- 日程第 8 議案第 7 6 号 令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
- 日程第 9 議案第 7 7 号 令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)

○出席議員（13名）

1番	小笠原	美保子
2番	水上	雅廣
3番	谷口	敬信
4番	上ヶ吹	豊孝
5番	井端	浩二
6番	澤	史朗
7番	住田	清美
8番	徳島	純次
9番	前川	文博
10番	野村	勝憲
11番	籠山	恵美子
12番	高原	邦子
13番	葛谷	寛徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都竹	淳也
副市長	湯之下	明宏
教育長	沖畑	康子
総務部長	泉原	利匡
農林部長	野村	久徳

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡田	浩和
書記	赤谷	真依子

(開議 午前10時00分)

◆開議

◎議長（澤史朗）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第8条の規定により、12番、高原議員、13番、葛谷議員を指名いたします。

◆日程第2 報告第5号 損害賠償の額の決定について

◎議長（澤史朗）

日程第2、報告第5号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

報告第5号、損害賠償の額の決定について。地方自治法昭和22年法律第67号第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。発生日時場所は、令和3年4月27日、午後5時40分ごろ。飛騨市古川町谷地内鷹狩駐在所前交差点付近。事故の概要は、農林部職員が業務上の打合せに向かうため、公用車で古川町谷地内を走行中、県道神岡河合線鷹狩橋付近を渡り、鷹狩駐在所前交差点に差し掛かったところで、工事に伴う通行止により同交差点を直進できなかったことから、一旦道路脇に駐車しようとして公用車を後進させた。その際、周囲確認を怠ったため、後方に停車していた相手方車両に自動車運転席側後方バンパーが接触し、相手方車両前方バンパー中央部を損傷させた。相手方については、記載のとおりです。相手方損害額は、12万2,122円。市の過失割合は、100パーセント。損害賠償金の内訳、保険金12万2,122円。専決年月日は、令和3年6月18日、専決第11号。以上で報告を終わります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（野村勝憲）

今回ですね、4月27日に発生しているわけですがけれども、恐らく話し合いがあったと

思いますけれども、なぜ、きょうの6月議会の最終日になった最大の理由は何なのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今のご質問の内容とおりでですね、議会開会中に示談が成立しましたので、本日をもってご報告するものであります。

○10番（野村勝憲）

市長にお伺いいたします。毎年のようにですね、職員による交通事故のこういう賠償を含めていつも報告があるわけなんですけれども、問題はですね、やっぱり職員に対する管理監督というのは、市長がやるわけなんですけれども、当然ね。そういう面からですね、しっかりとしたマネジメント教育ができていますのか。これは、大きな問題だと思いますが、市長、そのへんはいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

当然、事故があるたびにこうした周知徹底を管理職から直接しておるわけですが、やっぱりある程度、何と言いますか、前も申し上げたんですが、それだけでは限界があると思います。ですので、今回もバックモニターのですね、予算等々ありますけれども、元来、そのために保険があるわけですが、世の中、そういった事故が起こり得るところはある程度想定しておかなくてはいけないということだと思いますし、逆に注意義務だけに頼るのではなくて、物理的にですね、事故を回避できるようなこともあわせて考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

○10番（野村勝憲）

今回の方はですね、これによりますと、金沢市大野町の方なんです。非常に遠方の方で、これ大変ご迷惑かけたと思いますけども、こういった人たちに対してですね、要するに市からのお詫びは当然やられていると思いますけど、どなたがされたんですか。お詫びは。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

事故を起こしました本人、職員がですね、謝罪をしましてですね、その後は、保険のほうの方を通じて手続きをとったという経緯でございます。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

以上で、質疑を終結し報告第5号を終わります。

◆日程第3 議案第71号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
から

日程第6 議案第74号 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第3、議案第71号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第74号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの4案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら4案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

◎議長（澤史朗）

徳島総務常任委員長。

〔総務常任委員長 徳島純次 登壇〕

●総務常任委員長（徳島純次）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第71号から議案第74号までの合計4案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。個人市民税の扶養控除について、医療費控除の見直しを行うものと、固定資産税の特例措置規定を整備するための条例の改正です。

はじめに、議案第71号について申し上げます。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の改正に伴う改正で、個人市民税では、扶養親族から一定年齢の国外居住親族が除外されたことに伴う、非課税限度額算定時の同親族の取扱いの見直し。また、医療費控除の特例適用期間を延長するものです。固定資産税については、浸水被害対策のための施設整備に係る固定資産税の特例措置規定を整備するための条例の改正です。この条例について、質疑はありませんでした。

次に、議案第72号について申し上げます。本案は、就職準備貸付金の貸与対象者として市の保健師職を加え人材を確保するための条例改正であります。これまでに保健師の該当者はあったのかとの質疑があり、この改正で対象とするものであるため、これまではなかったが、今年度に入って相談があり該当者ができる見込みがあるとの答弁でした。また、保健師は何人にいるのかとの質疑に対しては、保健師としての定数は定めていないが、令和2年度末で4人が退職し、令和3年度で1名採用となったが、現状としては3人少ない状況にあるとの答弁でした。

次に、議案第73号について申し上げます。本案は、議案第72号にあわせて、修学資金の貸与対象者として市の保健師職を加えること等に伴う改正であります。これまでにどのくらいの利用者があったのかとの質疑では、これまで6人の利用があり、保健師につ

いては、今年度に入り相談があったことから利用が見込まれるとの答弁がありました。また、看護師から保健師を目指すよう変更された方は、この制度の対象となるのかとの質疑に対して、今回の改正は、市の保健師を対象に加えるものであり、これまで借りていた看護師で保健師を目指す方は対象であるとの答弁でした。

次に、議案第74号について申し上げます。本案は、新型コロナウイルス感染症対策として、介護保険料の徴収猶予期間の拡大及び減免の要件の緩和を行うための改正であります。収入が著しく減少した者を対象として介護保険料の徴収猶予期間を6カ月以内から1年以内とする特例及び介護保険料の減免申請期限を令和4年3月末までに提出することができる特例を規定する条例の改正です。今年度の減免の見込みはどの程度かとの質疑に対しては、令和2年度は14人を減免した。前年の収入に対してコロナ禍で減少した方が対象になるため、現時点ではわからないが、対象者は非常に少なくなる見込みであるとの答弁がありました。

当委員会に付託されました、これら4案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 徳島純次 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第71号から議案第74号までの4案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第71号から議案第74号までの4案件について、委員長の報告は可決であります。これら4案件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら4案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第7 議案第75号 指定管理者の指定について（上町農産物直売施設）

◎議長（澤史朗）

日程第7、議案第75号、指定管理者の指定について（上町農産物直売施設）については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 籠山恵美子 登壇〕

●産業常任委員長（籠山恵美子）

産業常任委員会に付託されました議案第75号につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

議案第75号について申し上げます。本案は、上町農産物直売施設について、指定管理者を指定するものです。質疑の内容についてご報告いたします。事業計画書にある事業の実施状況を確認する手段はあるのかという質疑に対して、例年、5月末に実績報告を提出させ確認している。試行段階ではあるが、評価制度を今年度から導入し評価していくとの答弁がありました。

店長が市からの委託となるが、本来は指定管理料に含めるべきではないかとの質疑に対しては、直売所を成功させるためにはマネジメントできる店長をおくことが重要であることから、3年の複数年にわたり市の委託とする。店長には、市の意向をしっかりと伝え、連携して進めてもらう考えでいるとの答弁がありました。

指定管理者側の若い人の意見が取り入れられ、うまく経営するために、市はどのように対応するのかという質疑に対して、市が委託する店長と連携し、魅力ある商品を企画したり、生産者とのコミュニケーションをとり、働きやすい職場がつかれるよう、市も伴走して取り組んでいきたいと答弁がありました。

今後事業を進めるうえで、今ある事業者と協力し集客していくことが大切だと思うが、どのように進めるのかという質疑に対しては、7月には道の駅構内にある事業者や隣接する施設の方々と協議会をつくり、道の駅の現状を共有しながら連携を図っていききたいと答弁がありました。

ウッドショックの影響でオープンに影響がでるのではないかとの質疑に対しては、価格がすぐ変動するため、今後の見込みを掴みにくい状況にある。指定管理期間に影響が出れば、期間の変更について議決が必要になるとの答弁がありました。

差別化を図るため新しくネーミングするのかという質疑については、親しみやすい名前となるように指定管理者とも協議し公募していきたい、また、そのような活動を通じてPRを図りたいとの答弁でありました。

当委員会に付託されました、1案件については、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入りますが、議案第75号について、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。議案第75号について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、議案第75号については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第8 議案第76号 令和3年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）
及び

日程第9 議案第77号 令和3年度飛騨市水道事業特別会計補正予算（補正第1号）

◎議長（澤史朗）

日程第8、議案第76号、令和3年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）及び日程第9、議案第77号、令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）の2案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

これら2案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告のとおり、原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過、及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、これら2案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括採決をいたします。

議案第76号及び議案第77号の2案件については、いずれも委員長報告は原案のとおり可決すべきものであります。よって、これら2案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって議案第76号及び議案第77号の2案件については、原案のとおり可決されました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。今議会、6月7日から17日間でしたが、一般会計・水道事業会計の補正予算、条例の改正、指定管理者の指定など多数な案件つきまして、慎重かつ活発なご支援を賜りました。全ての議案につきましてご決定を賜りました。まことにありがとうございました。本会議並びに各委員会を通じて議員の皆様方からいただきました数々のご指摘、ご意見につきましては、これまで同様しっかりと受け止めさせていただき、整理のうえ、今後の市政運営にいかしてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスにつきましては、6月20日をもって県内のまん延防止等重点措置が解除されたところでございますけれども、気を緩めれば大きなリバウンドもあり得るという状況でございます。危機感を持って、引き続きマスクの着用、手指消毒、3密の回避、体調の管理など基本的な感染防止対策の徹底を図ってまいりたいと思います。ご協力をぜひよろしくお願い申し上げます。また、市としても引き続き必要な経済支援策等を適時適切に講じてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上をもちまして私からの閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、市長の発言が終わります。

閉会にあたり一言お礼を申し上げます。新体制になって、最初の定例会でしたが、議員の皆様、そして執行部の皆様のご協力のおかげで滞りなく閉会日を迎えられることをここに感謝申し上げます。一般質問では、12人の議員が登壇し、活発な議論が交わされ、十分な答弁が得られたもの、そうではなかったもの、いろいろありましたが、引き続き調査研究を重ね、市民のよりよい暮らしのため議員個人としてだけでなく、議会としてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。また、コロナ禍の中、県及び市の方針に従いながら感染防止に努め、市民の暮らしを守るため、市民から意見を収集し、執行部と議論を重ね、このコロナ禍を乗り切れるように努めてまいりたいと考えます。以上、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議を閉じ、6月7日から17日間にわたりました令和3年第2回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

(閉会 午前10時24分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤史朗

飛騨市議会議員 (12番) 高原邦子

飛騨市議会議員 (13番) 葛谷寛徳